

発議第1号

後期高齢者医療保険料「特例軽減の廃止」の中止を求める意見書について

後期高齢者医療保険料「特例軽減の廃止」の中止を求める意見書について別紙のとおり提出する。

平成28年2月12日提出

提出者 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員 くらた 共子

提案理由

地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する必要があるので提案する。

後期高齢者医療保険料「特例軽減の廃止」の中止を求める意見書

後期高齢者医療制度は、これまで3回にわたる保険料引き上げが実施され、後期高齢者の生活を圧迫するとともに、安心して医療が受けられない不安が広がっている。

ところが、政府は現在の低所得者や元被扶養者の「特例軽減」措置の廃止を決め、平成29年度から段階的に実施しようとしている。

「特例軽減」が廃止されれば、加入者の約半数となる865万人の保険料が増加する。例えば、現在、「8.5割軽減」を適用されている人の保険料は「7割軽減」となり、保険料は2倍に引き上がる。年収が80万円以下で「9割軽減」を適用されている人の保険料も「7割軽減」となり、負担は3倍に跳ね上がる。健康保険・共済保険の扶養家族であった人は、後期高齢者医療保険制度に移って2年以内なら「5割軽減」だが、3年目以降「全額負担」となれば、保険料は現行の5倍から10倍になり、大幅な負担増となる。

公的医療保険制度においては、その保険料は負担能力に応じた応能負担とすることが原則である。京都府内に居住する後期高齢者の多くが低所得者であることからも、生活実態を顧みない保険料の負担増は生命の危険すら生じかねない。

よって国におかれでは、後期高齢者医療保険料「特例軽減」の廃止を中止するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。